

山本健人君学位請求論文審査報告

一 本論文の構成

山本健人君が学位請求論文として提出した『承認と対話の憲法理論——カナダにおける宗教的多様性の憲法による管理』は、カナダの多文化主義に基づく「承認」と「対話」の観点から、従来のリベラルな立憲主義構想をアップデートする構想を示すとともに、その各論として、最も社会の分断を招きやすく、多様性の受容にとつての試金石ともいわれる宗教的多様性に憲法がどのように取り組むべきかについて検討を行い、信教の自由論、国家の宗教的中立性、宗教団体の内部紛争と司法審査に関する論点に対して、新たな視座を体系的に提示することを試みるものである。

本論文は、A4判二五三頁、文字数は約二八万字である。本論文は、同君の修士学位論文（「信教の自由における『承認』と『対話』——カナダにおける多文化主義的憲法解釈の可能性」（二〇一四年度、慶應義塾大学））を基礎に、

同君が慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程在学中に執筆・投稿した四本の論文（『カナダの多文化主義』に基づく憲法解釈の一側面——信教の自由における『承認』の原理を中心に」法学政治学論究一〇七号（二〇一五年）三一—六五頁、「カナダにおける信教の自由と合理的配慮の法理——その多文化主義的擁護に向けた緒論」法学政治学論究一一〇号（二〇一六年）二〇九—二四三頁、「信教の自由における『法的多文化主義』と合理的配慮——カナダ憲法理論を素材に」法学政治学論究一一三三号（二〇一七年）一三九—一七二頁、「宗教的共同体の構成員資格に関するルールへの介入——カナダ憲法に基づく一考察」社会科学研究所三三卷二号（二〇一八年）二五—六〇頁）、大阪経済法科大学着任後に執筆・投稿した五本の論文（「多様な価値観に曝される学校——カナダにおける宗教と教育をめぐる憲法的一考察」カナダ研究年報三八号（二〇一八年）一三—三〇頁、「信教の自由の保護領域と制限の正当化——カナダ憲法判例からの示唆」憲法理論研究会編『憲法理論叢書② 憲法学の可能性』（二〇一九年）一五五—一六八頁、「カナダにおける国家の宗教的中立性の義務——公的空間における宗教・序説」宗教法三八号（二〇一九年）三五—六七頁、「公的判断過程における宗教——カ

ナダ最高裁モデルと道徳心理学」法の理論三八号(二〇二〇年)一三三—一五四頁、「国家と宗教」山本龍彦・横大道聡編著『憲法学の現在地——判例・学説から探求する現代的論点』(日本評論社、二〇二〇年)一六五—一七八頁)に加筆修正を加え、一部新たに書き下ろして一本にまとめたものである。

また、本論文は、日本学術振興会科学研究費補助金特別研究員研究奨励費「対話的権利論に基づく多元的価値の調整」(二〇一五年度—二〇一七年度)及び、同学術研究助成基金助成金若手研究「多文化社会における信教の自由と政教分離…「多様性のマネジメント」に基づく再構成」(二〇一九年度—二〇二二年度)の研究成果の一部でもある。本論文の構成は以下のとおりである。

序 章

- I. 問題の所在
- II. 本稿の構成

第一部…理論的視座

- 第一章 「カナダの多文化主義」と憲法解釈指針としての「承認」と「対話」
 - I. はじめに

- II. 「カナダの多文化主義」とは何か

- III. 憲法解釈指針としての「承認」と「対話」

- IV. 小 括

第二章 憲法による多様性の管理——法の下での多文化主義の批判的擁護——

- I. はじめに

- II. 法の下での多文化主義批判…バーガーの議論

- III. 検討…法の下での多文化主義の可能性

- IV. おわりに

補論① 認識を改めることの困難性——女子割礼の事例を素材に——

- I. はじめに

- II. 女子割礼とは何か…形態・起源・意味

- III. 女子割礼の「認識を改めること」の困難性

- IV. おわりに

第二部…憲法による多様性の管理手法

第三章 信教の自由の保護するもの

- I. はじめに

- II. 「宗教」と「宗教理解」の範囲

- III. 信教の自由の保障内容

- IV. おわりに

第四章 カナダにおける合理的配慮の導入・定着・発展

——人権法を中心に——

- I. はじめに
- II. 初期三著作
- III. メイオリン判決とマギル大学判決
- IV. 検討
- V. 小括

第五章 宗教の自由と合理的配慮

- I. はじめに
- II. 宗教の自由判例における合理的配慮
- III. 検討
- IV. おわりに

第六章 カナダ最高裁による国家の宗教的中立性構想

- I. はじめに
- II. カナダ最高裁による国家の宗教的中立性構想
- III. 若干の検討・カナダ最高裁の立場
- IV. 小括

第七章 公的領域における宗教——カナダ最高裁モデル

——の擁護可能性——

- I. はじめに
- II. 承前・公的領域の分節化とカナダ最高裁モデル

III. カナダ最高裁モデルの擁護可能性

IV. おわりに

補論② 多様な価値観に曝される学校

- I. はじめに
- II. 認知的不協和の日常・チェンバレン判決
- III. 多様な価値観に曝す国家の義務
- IV. おわりに

第八章 宗教的共同体の自律権と司法的介入

- I. はじめに
- II. 宗教的共同体の自律と手続的条件
- III. 宗教的共同体の実体的ルールへの「間接的な」介入？
- IV. おわりに

終章

- I. 本稿のまとめ
- II. 日本への示唆と今後の検討課題

二 本論文の概要

本論文は、序章、第一部、第二部、そして終章から構成されている。

(一) まず、序章では、本論文の問題意識が示されている。

る。それは、多文化社会においては、わが国でも有力な憲法理論となつている、リベラルな立憲主義の枠組みを維持し続けるだけでは、マイノリティの不満が解消されず社会の分断を招来する、というものである。山本君は、「善に關する多様な構想に対する国家の中立性の要請」を核心とする理論的・理性的に優れたリベラルな立憲主義の理論は、真に中核的な部分を維持しつつも、多文化社会の現実によつて修正される必要があると主張し、カナダの憲法判例・学説を検討対象とした修正案の提示を試みる。序章ではまた、ヨーロッパを中心に拡散している多文化主義の「失敗」言説が、必ずしも十分な根拠を持つものではなく、多様性の尊重と社会統合をバランスよく追及するカナダの多文化主義には、直ちに妥当しないとの現状分析も示されている。

(2) 続いて、第一部(第一章―第二章)では、「カナダの多文化主義」の政治的形成過程及び理論的基礎を探求し、リベラルな多文化主義に基づく憲法理論の概要、すなわち、法の下での多文化主義 (legal multiculturalism) を前提にした、「承認」と「対話」の原理に基づく憲法解釈という方向性が明らかにされている。そして、第二部(第三章―第八章)では、各論として、第一部で示された理論的

視座に基づき、信教の自由論(第三章―第五章)、国家の宗教的中立性(第六章・第七章)、宗教的共同体の内部紛争への司法的介入のあり方(第八章)が検討されている。

第一部第一章では、トルドー首相によつて一九七二年に導入を宣言されて以来、カナダの多文化主義が、一貫して社会統合を目的とする個人主義を基調としたリベラルな多文化主義であることが明らかにされている。憲法学において、多文化主義は、一般に、文化的民族的集団の権利を重視し、個人主義と対立する思想として捉えられることが多いが、山本君によれば、カナダの多文化主義はこうした思想に単純化できるものでない。第一章はまた、キムリックの議論から、「リベラルな多文化主義」の特徴が説明され、カナダ憲法上の多文化主義条項から、憲法解釈の指針としての「承認」と「対話」という二原理が導かれるとし、これら二原理の理論的基礎と相互關係について検討されている。なお、多義的な「承認」概念については、①対等な「対話」相手としての「承認」、②個人のアイデンティティの「承認」、③具体的な宗教的・文化的・民族の実践や権利の「承認」の三段階が区別され、③の意味での「承認」がなされないことが、直ちにマイノリティの「不承認」を意味するわけではないことが指摘されている。

第一部第二章では、バーガーの憲法理論を参照し、憲法による多様性の管理という枠組みそのものに検討を加える。バーガーの議論は、多文化主義にコミットするカナダ憲法においても、法が（宗教的）多様性の管理者として君臨する「法の下での多文化主義」と呼ぶべき状態にあり、かつ、法の下での多文化主義が、多様性を上手く管理できていない疑いがあると指摘し、「法」もまた「文化」の一つであるという視角から、法と宗教の関係を「異文化接触のモード」論（ダルマイヤー）から分析するものである。山本君は、バーガーの批判的考察を踏まえ、現状では憲法による多様性の管理という枠組みを放棄することは妥当ではないが、この枠組み自体の改良を行い続ける必要がある、と指摘している。具体的には、法が受け入れられる宗教的实践を判定する基準——①個人の自律と選択、②公私区分の境界線、③他者の権利の侵害、等——と、その適用の仕方 of 継続的な再検討であり、また、このような改良の可能性を担保するために、法の優位を前提とした承認と対話が必要であると強調されている。

(3) 第二部第三章では、主に承認の観点を踏まえた信教の自由の保護範囲論が検討されている。カナダ最高裁の重要判決であるアムセルム判決は、宗教概念の外縁のみを

客観的に示した上で、個人の主観的な宗教理解を採用して、現在の信仰の真摯さを保護範囲の核心的問題とし、個人の真摯な信仰に対する制約が「取るに足らないか、非実質的でない限り」、信教の自由が制約されている、とする判断枠組み（アムセルム・テスト）を確立した。山本君は、カナダ最高裁による主観的な宗教理解が、宗教内部の非正統派の信仰を保護し、宗教内で理解が一致していない場合に裁判所が正統教義の判定者となってしまう危険を回避できるものとして評価する。それとともに、山本君は、主観的な宗教理解が宗教の共同体的・制度的側面の承認に失敗しているとの議論を取り上げ、宗教の共同体的・制度的側面の重要性を主張する宗教制度主義 (religious institutionalism) の観点によつて主観的な宗教理解が補充されるべきであること、カナダ最高裁の近時の判例法理も宗教制度主義の主張に親和的な判決を下しつつあることを指摘している。加えて、カナダの裁判所がマイノリティの社会的排除の禁止（間接的強制の禁止／「是認の禁止」）を信教の自由の保障内容に含めていることが紹介されている。そして、日本への示唆として、主観的な宗教理解は日本の判例の下でも受け入れられる可能性が高いこと、また、「是認の禁止」という側面が日本の政教分離人権説の問題意識

と重なることから、政教分離人權説の問題意識の一部を信教の自由論として再構成する可能性があることを指摘する。

(4) 第二部第四章と第五章では、カナダにおける合理的配慮 (reasonable accommodation) に関する議論が検討されている。合理的配慮は、一般に適用される規則や法律等が特定の個人及び集団が持つ属性ゆえに、当該個人らに著しい負担を課すのであれば、配慮する側にとって「過度の負担」にならない範囲で、(法規範の適用免除も含め) 当該法規範の厳格な適用を緩和する、というものである。第四章では、私人間の差別禁止を目的とする人権法領域での合理的配慮の導入と定着が扱われる。人権法領域におけるカナダ最高裁の主要判決・学説及び合理的配慮に関する近時の事例を分析し、合理的配慮の構造・影響力・限界、そして、対話原理との関係が明らかにされている。合理的配慮のアプローチには、①マイノリティに対する過剰な配慮とならないかという懸念と、②「真の平等」のためには制度自体の変更が必要である、という二方向からの批判がある。この点、山本君は、①については、合理的配慮には過度の負担という限界点が組み込まれており、マイノリティに対する過剰な配慮に対する歯止めがあるとされている。他方で、②については、制度変更を志向するアプローチに

も固有のコストがあり、平等の実現に向けては、制度変更と合理的配慮のアプローチを併存させ問題状況に応じて使い分けるべきであると主張している。

第五章では、憲法上の信教の自由の領域での合理的配慮の議論が扱われる。四つの主要なカナダ最高裁判決 (アムセルム判決、ムルタニ判決、ウィルソン・コロニー判決、N. S. 判決) の検討から、憲法上の合理的配慮の射程、限界、国家の宗教的中立性との関係が明らかにされている。また、合理的配慮の検討に関連して、信教の自由の制限・正当化に関するカナダ最高裁のアプローチも明らかにされている。第四章・第五章を通じて、山本君は、①合理的配慮は万能な管理手法ではないが、多様性を尊重するか、我々の価値観を保護するか、二項対立的思考を避け、異文化間「対話」を促進する側面も併せ持つ、多様性の管理の有益な手法であること、②合理的配慮の視点を踏まえれば、従来、法義務免除が可能か否か、というある種のゼロサムゲームのイメージで捉えられてきたこの問題を、幅のある配慮の可能性の問題として捉えなおすことができると主張する。さらに、合理的配慮の視点は、日本の義務免除説の延長線上にあり、かつまた、エホバの証人剣道受講拒否事件は合理的配慮と親和的な考え方を示していることから、

山本君は、日本の信教の自由論において合理的配慮の視点を受け入れる素地が十分にあると指摘する。

加えて、山本君は、カナダ最高裁が付随的な制約であったとしても、信教の自由に対する深刻な制約になりうる場合がある点に注目している。山本君は、規制の「態様」が間接的・付随的なものであつたとしても、当事者が行おうとする宗教的行為が妨げられることに変わりはないため、規制の「態様」が一律に規制の強度とつながらない点を指摘する。正当化論については、立法裁量に敬意する比例原則審査（オークス・テスト）の在り方、合理的配慮を比例原則審査に組み込むモデル及び、行政裁量が問題となる場合において憲法上の権利の価値を常に重要な考慮要素としなければならないという、高められた判断過程審査（ドレ・アプローチ）に整理し、日本への示唆について検討している。

(5) 第六章と第七章は、国家の宗教的中立性に関する論点を扱う。第六章では、政教関係の条項を持たないカナダ憲法において、信教の自由の解釈論としてカナダ最高裁が国家の宗教的中立性の要請を構築していく過程が分析されている。カナダ最高裁の中立性構想の形成にとって重要な、四つのカナダ最高裁判決（チェンバレン判決、ラフォ

ンテーヌ判決、S. L. 判決、サグネ判決）を詳細に分析し、カナダ最高裁の構想する宗教的中立性構想は、各宗教だけでなく、無神論や無宗教等を含む宗教に対する多様な価値観に「平等な価値」を認める、「絶対的ではない」中立性、すなわち、公的領域から宗教を排除しないが、国家は宗教的問題への態度表明を控えるべきであるとするものであることが明らかにされている。

第七章では、〈公的領域における宗教〉と国家の宗教的中立性の関係に焦点が当てられている。まず、多義的な「公的領域」を分節化することで憲法学の問題関心の整理がなされ、次に、カナダ最高裁の中立性構想の概要が示されている。それは、法令や国家行為等の公的判断の帰結には宗教的中立性の義務が課されるが、その判断過程においては宗教に動機づけられた見解を述べることも許容されるというものであり、山本君はこれを「カナダ最高裁モデル」と名付け、その妥当性・有用性を、信教の自由の観点、実証的研究である道徳心理学の知見を踏まえて検討している。道徳心理学については、ハイトの議論に依拠し、人間の意思決定における直観の重要な役割と直観の源泉の一つとして宗教が位置づけられること及び、個人の道徳的あるいは政治的な公的判断における宗教的要素の必然的混入と

いう事実等を指摘し、有効な説得の技法として公的判断の過程においては宗教的に動機づけられた見解を許容することの意義を示している。

さらに、このような解釈論が日本国憲法の下でも導入可能であるかについて、山本君は、政教分離規定を有し、国家神道という歴史的経緯を有する日本においてもカナダ最高裁モデルの導入可能性があると主張する。すなわち、山本君によれば、日本国憲法解釈の前提にリベラルな立憲主義をおくとしても、公的決定理由として宗教的価値観を用いることは許されないが、公的判断過程から宗教を排除すべきかどうかは明らかではない（政教分離条項の規律対象はこれらに直接及ぶものではない）。また、国家神道に対する否定的評価という歴史的背景から政教分離原則は厳格に解釈されるべきとの主張に対しては、特定の宗教に対する否定的評価を、宗教全般に一般化することの問題点を指摘している。

(6) 第八章では、「マイノリティの中のマイノリティ」問題を念頭に、宗教的共同体の内部紛争への司法的介入に関わる論点を検討している。まず、カナダ最高裁の介入方法には、①自然的正義の観念に基づき、共同体内の決定が下される手続の適正が確保されているかを審査する手続的

介入の手法（ホフラー判決、レイクサイド・コロニー判決）と、②宗教的共同体内の実体的ルールを改めるべきだという規範的態度を示す、実体的ルールへの間接的介入の手法（ブリュッカー判決）とがあるとす。より重要な問題を提起するのは、後者である。山本君は、間接的な実体的ルールへの介入を許容しうる条件について分析し、宗教的共同体内部のマイノリティに不利なルールを是正しようとする立法が存在し、かつ、当該立法過程が政府と共同体、そして共同体内のマイノリティである構成員と共同体の支配層との交渉の場となっていれば、その立法目的に関する限りで、介入が正当化されると整理している。

日本への示唆について、山本君は、法律上の争訟該当性の段階と、法律上の争訟該当性が認められた上で種々の要因から（宗教）団体に敬讓的な審査を行うことの要否、という二段階に分けて検討している。法律上の争訟該当性については、教義判断を回避する訴訟提起の方法が示唆されている。そして、敬讓的な審査のうち、手続的介入の手法については最高裁判例及び近時の下級審裁判例において実践例が存在し、こうした手法を採用していく方向性が十分ありうることを指摘している。間接的な実体ルールへの介入については、マイノリティの中のマイノリティ問題を念

頭に置けば、魅力的な方法の一つであるが、なお明らかにされなければならぬ課題が残っていること、日本においてどの程度必要性のあるアプローチとなるかを検討する必要があることを示している。

(7) 終章では、これまでの議論及び各章に散在している日本への示唆をまとめ、今後の課題を整理している。

(8) なお、二つの補論が付されており、補論①では、女子割礼をめぐる論争を素材に、実はリベラルな価値と全く相いれないわけではない文化的・宗教的实践に対する嫌悪的な認識を改めることが容易ではないこと、すなわち、マジヨリテイが自身の価値認識を改めることが困難であることが示されている。これは、第二章で検討された法の下の多文化主義の批判的検討の重要性を補強するものである。補論②では、宗教的多様性と国家の「宗教的中立性」をめぐる議論の主戦場とされる公教育の場面に焦点をあて、多様な価値観の下に子どもたちを曝すという、多文化社会に求められる学校教育の在り方について、その一端が明らかにされている。現在、「異文化の知識、寛容の習慣、差異に敬意を払った相互交流」といった他者と共生するスキルは、「数学や科学の基本的な知識に匹敵する重要な市民のスキル」となっており、このようなスキルを伸ばすよう

カリキュラムを設計する国家の義務が存在すると指摘されている。

三 本論文の評価

(1) 多文化共生は、日本を含む多くの国において重要な法的、政治的課題となっている。本論文の第一の意義は、多文化社会化と社会的分断の課題に正面から取り組み、その処方箋として、憲法による多様性の管理を前提とした「承認と対話の憲法理論」を提示したことである。「多様な価値観を抱く人々が、公平に共存し得る社会の枠組みをいかにして構築するか」(長谷部恭男)は憲法学の中心的課題の一つであり、従来リベラリズム憲法学あるいはリベラルな立憲主義を掲げる論者らを中心に議論されてきた。日本の憲法学においても、イスラームのスクーフ問題等を通して、リベラルな立憲主義の構想に対する異議申立てが認識され、それへの応答の必要性が指摘されてきた。本論文が採るのは、リベラルな立憲主義「文化」を宗教「文化」をはじめとする多様な「文化」に優位させ、憲法を多様性の管理者として位置づける、「法の下での多文化主義」であり、その下での「承認」と「対話」である。この構想は、リベラルな立憲主義の中核部分は維持しつつも、マイノリ

テイの積極的な承認とマジヨリテイとマイノリテイ、あるいはマイノリテイ間の「対話」を促進するものであり、共生の枠組みを構築する一つの有力なモデルであるということが出来る。このモデルの呈示にあたって、本論文がカナダの現状や関連分野の知見を積極的に援用し、法理論の限界を補う点も、憲法学の方法論として評価できるところである。

第二に、本論文は、カナダ憲法の宗教条項に関する憲法解釈論の先駆的研究として評価することができる。カナダ憲法は、アメリカ合衆国及びEU諸国（主にドイツ）の影響を強く受けつつ、独自の法理論を発展させ、グローバルな憲法学知において注目されているところである。しかし、わが国におけるカナダ憲法の研究は比較的手薄であった。本論文は、信教の自由、国家の宗教的中立性、宗教団体の内部紛争と司法審査に関するカナダの裁判例及び学説を丹念に整理・検討し、宗教条項の解釈を体系的に明らかにしようとするものであり、わが国の比較憲法研究に、重要な素材を提供するものであるといえる。

第三に、本論文は、カナダ憲法の知見を紹介するにとどまらず、憲法構造や問題状況の相違を踏まえつつ、わが国への導入可能性について検討している。具体的には、①主

観的な宗教理解解、②政教分離人権説の部分的再構成、③間接的・付随的制約の強度、④合理的配慮の限度、⑤正当化審査の判断枠組みについてである。とりわけ、信仰を理由とした法義務の免除について、「合理的配慮」という新しい観点から整理を行なっている。当事者間の対話に基づく配慮の可能性の問題として位置づけなおすこの議論は、実体的な比較衡量論に対する、有力な代替案を示しているといえよう。また、宗教団体の内部紛争と司法審査について、わが国では裁判所の敬謙的な姿勢が目立つが、多様性を尊重するために、時として実体ルールへも介入する手法が示されていることは注目される。

(2) 以上、本論文の意義について述べたが、本論文にも課題がないわけではない。

第一に、本論文は、第一部で「承認と対話の憲法理論」を提示し、第二部で宗教的多様性の憲法による管理を論じている。多文化社会における最も論争的な課題として、宗教的多様性の問題に焦点をあてることには十分な理由があるが、「承認と対話の憲法理論」の通用力を吟味するには、宗教以外の各論についての検討が必要であろう。「承認と対話の憲法理論」が、従来のリベラルな立憲主義構想をアップデートするものであると主張する以上、それは不可

避な作業である。本論文も、補論①において、宗教的多様に還元されない女子割礼の問題を論じているが、控え目な検討にとどまる。ヘイトスピーチ等他の憲法上の権利に関する論点や、選挙制度等の統治制度に関わる論点の検討が求められよう。

第二に、本論文においては、歴史的考察が希薄である。アメリカにおいてもヨーロッパにおいても、宗教問題は、各国の歴史的背景を抜きにして語ることはできない。カナダ憲法と宗教に関する歴史的考察が加われば、カナダ憲法の現在地をより立体的に示すことができたであろう。

第三に、意義として述べた日本への示唆にも関連することであるが、本論文からは、多文化主義条項の実践的意義ないし必要性が、必ずしも明らかとはならない。すなわち、山本君が本論文で説く「承認と対話の憲法理論」が多文化主義条項と不即不離の関係にあるのであれば、この憲法理論を他の憲法秩序に移植することは不可能となるが、一方、移植可能であるとするのであれば、憲法の多文化主義条項には、固有の意味はないことになる。同様の問題は環境保護等についても認められるところであるが、今後、日本の解釈論への提言を行うにあたり、「主観的宗教理解」等の個々の解釈（その多くは、ドイツ等、他の国でも実践され、

一部はわが国にも紹介されているところである）の受容を求めるのか、多文化主義という憲法価値自体の確立を求めるのか、自覚的に議論を重ねる必要がある。

最後に、基本権の制限と「承認と対話」の関係について、本論文の立場は必ずしも明確ではない。別の言い方をすれば、宗教の自由に対する制限として厳格な憲法適合性審査が求められる場合と、「承認と対話」による解決が求められる場合とを、どのように切り分けるのである。この点が明らかにされることにより、山本君の議論は、より一層の説得力を持つことになろう。

(3) 以上、山本君の提出した学位請求論文の課題を指摘したが、もとよりこれらは、本論文の意義を減じさせるものではない。何よりも、本論文は「承認と対話の憲法理論」という新たな視点から、従来のリベラルな立憲主義構想を修正する新たな視座を提示し、その視座から宗教条項の解釈論への知見を体系的に提供しようとする意欲作であり、理論的にも実践的にも、優れた研究であると評価できる。また、上述の課題のいくつかは、人権論一般の難題に属するものであったり、ヨーロッパ人権裁判所や独仏の憲法裁判所判例との比較検討等、膨大な時間を要するものがあり、いずれも、山本君が今後の研究生活において考察を

重ねる中で補充し、あるいは決断すべきものである。山本君が、いずれ自分なりの結論に到達し、時代状況の中でそれを呈示することを期待したい。

以上述べてきた理由により、われわれ審査員一同は、山本健人君が提出した本論文が、博士（法学、慶應義塾大学）の学位を授与するにふさわしいものであると判断し、ここにその旨を報告する次第である。

二〇二一年九月二四日

主査 慶應義塾大学法学部教授 小山 剛
法学研究科委員・博士(法学)

副査 慶應義塾大学法学部教授 駒村 圭吾
法学研究科委員・博士(法学)

副査 慶應義塾大学名誉教授・法学博士 大沢 秀介